重 要 事 項 説 明 書 (指定介護予防認知症対応型通所介護)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている介護予防認知症対応型通所介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年大阪市条例第27号)」の規定に基づき、介護予防認知症対応型通所介護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定介護予防通所介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人平成福祉会			
代表者氏名	理事長 渡邊 卓			
本社所在地	大阪市福島区吉野一丁目21番14号			
(連絡先及び電話番号等) 電話: 06-6459-4961 FAX: 06-6225-4961				
法人設立年月日	平成15年4月1日			

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	デイサービスもりのみや
介護保険指定事業所番号	大阪市指定 2794400362
事業所所在地	大阪市城東区森之宮二丁目1番49号(平成森之宮苑)
連 絡 先相談担当者名	電話:06-6167-7410 FAX:06-6167-7409 生活相談員:樋口はる奈
事業所の通常の 事業の実施地域	大阪市城東区・東成区・中央区
利 用 定 員	1 2名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	社会福祉法人平成福祉会が設置するデイサービスもりのみやにおいて実施する指定介護予防認知症対応型通所介護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員が要支援状態の利用者に対し、適切な指定通所介護を提供することを目的とする。
運営の方針	1 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	日	月曜日~土曜日	
営	業時	間	8:30~17:30	

(4) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日~土曜日
サービス提供時間	9:30~16:40
延長サービス提供時間	なし

(5) 事業所の職員体制

|--|

職	職務内容	人員数	
管理者	 1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の 把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令 を行います。 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏 まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具 体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成 するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 4 利用者へ介護予防認知症対応型通所介護計画を交付しま す。 5 指定通所介護の実施状況の把握及び通所介護計画の変更 を行います。 	常 勤 1名	
生活相談員	1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。2 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。	常 勤 1名 以上	
看護師・ 准看護師 (看護職 員)	1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。2 利用者の静養のための必要な措置を行います。3 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。	非常勤 1名以上	

介護職員	1 介護予防認知症対応型通所介護計画に基づき、必要な日常 生活上の世話及び介護を行います。	常 勤 非常勤	2名 以上 1名 以上
機能訓練指導員	1 介護予防認知症対応型通所介護計画に基づき、その利用者 が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自 立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行い ます。	非常勤	1名 以上
管理栄養士	1 栄養改善サービスを行います。	非常勤	1名 以上

- 3 提供するサービスの内容及び費用について
- (1) 提供するサービスの内容について

サービ	ス区分と種類	サービスの内容	
介護予防認知症対応型 通所介護計画の作成		 1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。 2 介護予防認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 介護予防認知症対応型通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、認知症対応型通所介護計画書を利用者に交付します。 4 それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。 	
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が 困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことが あります。	
日常生活	食事の提供及び 介助 入浴の提供及び 介助 排せつ介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。 入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。 介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。	
上の世話	更衣介助 移動·移乗介助 服薬介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助でいます。 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移動でがある。 介助を行います。 介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服務 お手伝い、服薬の確認を行います。	
日常生活動作を 通じた訓練 レクリエーショ ンを通じた訓練		利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。 利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。	

(2) 通所介護従業者の禁止行為

創作活動など

通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為(ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。)
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

別紙① 料金表参照

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及 び通所介護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとしますが、利用者の希 望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における所要時間がやむをえず短くなっ た場合には、計画上のサービス提供時間数に応じた利用料となります。
 - なお、計画上の所要時間よりも大きく短縮する場合には、通所介護計画を変更の上、変更後の所要時間に応じた利用料となります。
- ※ 利用者の希望又は心身の状況等によりサービスを中止した場合で、計画時間数とサービス 提供時間数が大幅に異なる(1~2時間程度の利用)場合は、当日の利用はキャンセル扱い とし、利用料はいただきません。
- ※ 月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合及び通所介護従業者の数が人員配置 基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月(又は翌翌月)の利用料及び 利用者負担額は、70/100となります。
- ※ 居宅と事業所との間の送迎を行わない場合は、片道 503 円 (利用者負担 51 円) 減額されます。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市区町村(保険者)に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

4 その他の費用について

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定め に基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。

	利用当日9時までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です。	
	利用当日 10 時以降にご連絡の場 合	食事代全額を請求いたします。	
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。			
③ 食事の提供に 要する費用	600円(1食当り 食材料費及び調理コスト・おやつ代含む) 運営規程の定めに基づくもの		
④ おむつについて	ご準備下さい。事業所のおむつを使用された場合、後日、返却をお願いします。		

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 請求方法等	ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日以降に利用者あてお届け(郵送)します。
② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者 控えと内容を照合のうえ、請求月の28日までに、下記の いずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (手数料につきましては、利用者様負担となります) りそな銀行 野田支店 普通口座 0327551 名義 社会福祉法人平成福祉会 理事長 渡邊 卓 (イ)利用者指定口座からの自動振替 毎月28日 (土日祝の場合は翌日に振替) イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、 領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願い します。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあ ります。)

- ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、 正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督 促後も支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払い いただきます。
- 6 サービスの提供にあたって
- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要

な援助を行うものとします。

- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画 (ケアプラン)」に基づ き、利用者及び家族の意向を踏まえて、「介護予防通所介護計画」を作成します。なお、作 成した「介護予防通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、 ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「介護予防認知症対応型通所介護計画」に基づいて行ないます。なお、「介 護予防通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて 変更することができます
- (5) 介護予防認知症対応型通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命 令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や 意向に充分な配慮を行ないます。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置 を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者

施設長 臼井 貴也

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会の設置を行います。
- (6) 虐待防止のための指針を整備します。

8 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそ れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えら れるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最 小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様 等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危 険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶ ことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった 場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

密の保持について

① 利用者及びその家族に関する秘 ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報 の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切

	な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適
	切な取り扱いに努めるものとします。
	② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」
	という。)は、サービス提供をする上で知り得た利
	用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三
	者に漏らしません。
	③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供
	契約が終了した後においても継続します。
	④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又は
	その家族の秘密を保持させるため、従業者である
	期間及び従業者でなくなった後においても、その
	秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の
	内容とします。
	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限
	り、サービス担当者会議等において、利用者の個
	人情報を用いません。また、利用者の家族の個人
	情報についても、予め文書で同意を得ない限り、
	サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情
	報を用いません。
	② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報
	が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記
② 個人情報の保護について	録を含む。)については、善良な管理者の注意をも
と 個人情報の休覧に 20・C	って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を
	防止するものとします。
	③ 事業者が管理する情報については、利用者の求め
	に応じてその内容を開示することとし、開示の結
	果、情報の訂正、追加または削除を求められた場
	合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な第20mmでは、1
	要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示
	に際して複写料などが必要な場合は利用者の負
	担となります。)
0 緊急時の対応方法について	
サービス提供中に、利用者に病状の	急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治
	を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも
	で開しることもに、利用省が予め指定する医権力にも
連絡します。	
<主治医>	
病院名 TEL	(医師名)
MADE TEE	(本 即1 /
<緊急連絡先>	
氏名	(続柄
- × H	עוו שקוי /
/ > =r	
住所	

連絡先 (携帯)

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定介護認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市区 町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措 置を講じます。

また、利用者に対する指定介護認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 損害保険ジャパン株式会社

保険名 ウォームハート

補償の概要 賠償補償、居宅サービス・居宅介護支援事業者等補償

12 心身の状況の把握

介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 介護予防認知症対応型通所介護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「介護予防認知症対応型通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供の記録

- ① 指定介護予防認知症対応型通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、 その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15 非常災害対策

① 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者(防火管理者)職・氏名:(施設長 臼井 貴也)

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期: (毎年2回 6月・12月)

16 衛生管理等

- ① 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 指定認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、 指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

17 地域との連携

- ① サービスの提供にあたっては利用者、利用者の家族、地域住民の代表、地域包括支援センターの職員、介護予防通所介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。
- ② 運営推進会議の記録を作成するとともに、当該記録を公表します。

18 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ア 提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
 - ィ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

別紙② 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要参照

(2) 苦情申立の窓口

【事業所の窓口】 デイサービスもりのみや	大阪市城東区森之宮2丁目1番49号 電話:06-6167-7410 FAX:06-6167-7409 受付時間:8:30~17:30
【区役所の窓口】	大阪市城東区中央3丁目5番45号
大阪市城東区役所	TEL:06-6930-9859
保健福祉課 介護保険担当	受付時間:9:00~17:30
【区役所の窓口】	大阪市東成区大今里西2丁目8番4号
大阪市東成区役所	TEL:06-6977-9859
保健福祉課 介護保険担当	受付時間:9:00~17:30
【区役所の窓口】	大阪市中央区久太郎町2丁目2番27号
大阪市中央区役所	TEL:06-6267-9859
保健福祉課 介護保険担当	受付時間:9:00~17:30
【市役所の窓口】	大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331
大阪市福祉局高齢施策部	TEL:06-6241-6310 FAX:06-6241-6608
介護保険課 (指定・指導グループ)	受付時間:9:00~17:30

【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室 介護保険課

大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル

TEL: 06-6949-5418

20 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日	
-----------------	---	---	---	--

上記内容について、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年大阪市条例第27号)」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

	所 在 地	大阪市城東区森之宮2丁目1番49号
事	法人名	社会福祉法人 平成福祉会
業	代表者名	理事長 渡邊 卓
者	事業所名	デイサービスもりのみや
	説明者氏名	生活相談員 樋口 はる奈

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住	所	
	氏	名	印

代理人	住	所	
	氏	名	印